保守サービス条項

第 1 条 (目的)

乙は、本契約に従い製品の機能が良好に保持されるよう保守サービスを行ない、甲はこの対価として乙に保守サービス料金を支払うものとします。

第 2 条 (保守サービス対象製品、設置場所及び保守サービス料金)

保守サービスの対象となる製品及び年間保守サービス料金は、別紙の契約明細 (以下明細表という) に定めるとおりとする。

第 3 条 (保守サービスの委託)

乙は本契約に基づく保守サービスを乙の指定する保守サービス実施店 (以下サービス実施店という) に委託することができるものとします。

第 4 条 (保守サービスの内容)

保守サービスの内容は次のとおりとします。

1) バージョンアッププログラムを無償で提供致します。

2) 機能、操作および取扱説明書の内容に関するお問合せに対応致します。

3) 保守サービスの実施は全て、乙またはサービス実施店の営業時間内に限るものとします。但し、甲のやむを得ない事情により時間外に実施した場合、甲は所定の料金を別途負担するものとします。

第 5 条 (保守サービスの実施形態)

乙またはサービス実施店が行う前条の保守サービスの実施形態は、電話･FAX･電子メールでの受付及び、対応とします。また、バージョンアッププログラムは、電子メールへの添付又は CD-ROM で提供致します。

第 6 条 (保守時間)

保守時間は原則として祝祭日を除き、月曜日から金曜日までの 9 時 30 分から 17 時 45 分までとします。なお、乙の休業日 (夏期･冬季休業、創立記念日等) における保守については、原則として行わないものとします。

第 7 条 (適用除外)

[1] 明細表に定める商品以外のお問合せはお受けしません。

[2] 前項の定めにかかわらず、甲の希望により乙またはサービス実施店がそのサービス等を行った場合、甲は所定の料金を別途負担するものとします。

[3] 甲のシステム故障でその原因が保守サービスの対象製品でなかった場合、甲は所定の料金を別途負担するものとします。

第 8 条 (保守サービス料金の支払方法)

甲は、明細表記載の保守サービス料金の合計額を明細表記載の支払方法により乙に支払うものとします。以後契約を更新する場合も同様とします。

第 9 条 (契約期間)

本契約の有効期間は明細表記載のとおりとし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれかより書面による別段の意思表示がない限り、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第 10 条 (契約の解除)

甲または乙は、相手方が本契約の条項の一にでも違反した場合、相手方に対し何等の催告なく本契約を解除できるものとします。

第 11 条 (合意管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって、第一審の管轄裁判所とします。

第 12 条 (協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上決定するものとします。

第 13 条 (報告)

本契約に従い保守サービスを行なった後の報告書は、設置先の承認を得た後写しを甲へ提出するものとします。

以上